

こ 支 発 第 0 0 0 7 5 6 号
令和 6 年（2024 年）9 月 26 日

保険医療機関 各位

熊本市長 大 西 一 史
（ 公 印 省 略 ）

後発医薬品のある先発医薬品の選定療養に係る
熊本市子ども、ひとり親家庭等及び重度心身障がい者（児）医療費助成制度について

日頃から本市の医療費助成制度にご理解、ご協力頂き誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年 1 0 月診療分から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（※）が発生します。

（※）特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 相当の料金のことです。

この特別の料金については、健康保険が適用されませんので、熊本市子ども、ひとり親家庭等及び重度心身障がい者（児）医療費助成制度の対象となりません。（ひまわりカード、ひとり親家庭等及び重度心身障がい者（児）医療費助成受給資格者証はお使いいただけません。また、償還申請も対象となりません。）

また、上記の内容については、熊本市ホームページでもご確認いただけます。

以上、どうぞよろしくお願いたします。

【熊本市ホームページ】

- ・ 子ども医療費助成

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=51&class_set_id=2&class_id=223#danraku4

- ・ ひとり親家庭等医療費助成

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=41&class_set_id=2&class_id=223#danraku7

- ・ 重度心身障がい者医療費助成

https://www.city.kumamoto.jp/HpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=55&class_set_id=2&class_id=321

（裏面につづく）

後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養については、下のホームページをご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

【お問い合わせ先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所
「こども医療費、ひとり親家庭等医療費について」
熊本市こども支援課 TEL：096-328-2158

「重度心身障がい者（児）医療費について」
熊本市障がい福祉課 TEL：096-361-2519